

東大阪市公共施設再編整備計画 P41 抜粋

変更後

(3)郷土博物館、埋蔵文化財センター、新東部地域図書館(旧旭町図書館)、(仮称)こどもセンター

郷土博物館は立地条件が悪く、来館者数が少ない状況を改善させるため、市民が利用しやすい場所へ移転するものとします。現在、埋蔵文化財センターがある敷地を候補地とし、郷土博物館、埋蔵文化財センター及び旧市史史料室を集約した文化財施設として整備するものとします。

また、仮設庁舎として使用した四条の家、東診療所跡において、こども家庭センター(※1)・児童相談所機能を有する(仮称)こどもセンター及び図書館を複合施設として整備するものとします。

今後、各施設のコンセプトや施設規模を検討するための基本構想の策定を行い、続いて集約・複合施設として整備するための基本計画の策定を行います。

※1:改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として設置に努めることとされた。

